

「江田島市新生児特別定額支援金事業」の概要

1 目的

国の特別定額給付金の支給対象とならなかった基準日（※）より後に生まれた新生児に対して、新型コロナウイルス感染症対策に係る生活様式準備のため支援金を支給し、新生児の健やかな成長を支援する。※基準日：令和2年4月27日

2 対象者

令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生し、出生時から支援金を申請するまで本市に住所を有する者（以下「対象児」という。）の世帯主

3 支給額及び回数

1回を限度に、10万円を支給する。

4 申請方法

「江田島市新生児特別定額支援金申請書」に必要事項を記入し、対象児であることが確認できる書類（対象児の生年月日のわかるもの）を添付して、子育て支援課へ提出する。

5 周知方法

次のとおり個別に周知するとともに、広報紙による周知も併せて行う。

- （1） 事業開始までに出生した者（既に住民登録をしている者）
住民情報を基に、対象者へ個別に通知する。（27名）
- （2） 事業開始以降に出生した者
出生届時、窓口で申請書を配布する。

6 支給方法

提出された「江田島市新生児特別定額支援金申請書」及び添付書類を審査のうえ、申請書に記入された名義人（対象児と同一の住所である者）の口座に振り込む。

7 申請書提出期限

令和3年4月20日